

## 伊予市フリースクール等利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校に通うことが困難な不登校児童生徒が第三の居場所を見つけ、不登校状態を起因とした孤立化を防ぐため、経済的負担の大きいフリースクール等利用者に対し、予算の範囲内において伊予市フリースクール等利用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、伊予市立小学校又は中学校に在籍しているものをいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童生徒を現に監護するものをいう。
- (4) フリースクール等 不登校児童生徒に対し、学習活動、ソーシャルスキルトレーニング及び社会的自立を促す活動並びに教育相談及びカウンセリング等の活動を行う民間の施設をいう。
- (5) 認定施設 第14条の規定による市長の認定を受けたフリースクール等をいう。
- (6) 対象年度 第7条の規定による市長の認定（以下「受給資格認定」という。）を行った日の属する年度をいう。

(交付対象者及び対象児童生徒)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、対象児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象児童生徒に係る認定施設の利用料の支払義務を負う者
- (2) 市長が対象児童生徒の利用する認定施設に対して第6条の規定による申請（以下「受給資格認定申請」という。）があった旨を連絡し、並びに

認定施設の利用に係る契約内容、利用料の支払実績及び利用実績を確認することについて同意する者

(3) 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていないこと

2 前項の対象児童生徒は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒とする。

(1) 受給資格認定申請があった日において、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 市内に住所を有する児童生徒

イ 市外に住所を有し、かつ、市内の学校に学籍を有する児童生徒

(2) 受給資格認定申請があった日前1年間において、学校をおおむね30日以上欠席した不登校児童生徒であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象年度内に交付対象者が支払った認定施設の利用料のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 授業料

(2) 教材費

(3) 課外活動費

(4) 施設使用料

2 前項にかかわらず、対象児童生徒が、認定施設を1日も利用しなかった月は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象児童生徒1人あたり1月につき、当該月に交付対象者が支払った補助対象経費の総額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と10,000円のいずれか低い額とする。

2 前項の補助対象経費の総額を算定するに当たり、当該月に対象児童生徒が複数の認定施設を利用しているときは、当該月に交付対象者が主たる認定施設に支払った利用料のみを補助対象経費とする。

(補助金の受給資格認定申請)

第6条 補助金の受給資格認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号を市長に提出するものとする。

(補助金の受給資格認定)

第7条 市長は、受給資格認定申請があったときは、その内容を審査し、申請者に補助金を受給する資格があると認めるときは様式第2号により、補助金を受給する資格がないと認めるときは様式第3号により通知するものとする。

(受給資格認定の内容変更)

第8条 受給資格認定を受けた者(以下「受給資格認定者」という。)は、当該受給資格認定の内容に変更が生じたときは、速やかに様式第4号に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 受給資格認定者が行う規則第5条第1項に規定する申請は、規則第12条第1項に規定する実績報告及び規則第15条第2項に規定する請求と併せて、様式第5号により行うものとする。

2 前項に規定する申請は、対象年度内において次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1) 4月1日から9月30日までの利用 10月20日

(2) 10月1日から3月31日までの利用 4月10日

3 第1項の規定による申請が、前項各号に定める期限までに行われなかったときは、市長は、受給資格認定者が当該対象期間に係る補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。ただし、市長が特段の理由があると認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 規則第6条第3項に規定する通知は、規則第13条に規定する通知と併せて、様式第6号により行うものとする。

(補助金の受給資格認定の取消し等)

第11条 市長は、受給資格認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給資格認定者に係る受給資格認定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により受給資格認定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金を交付することが不相当である認めるとき。

2 市長は、前項の規定により受給資格認定を取り消したときは、様式第7号により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により受給資格認定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じること

ができる。

(認定施設の基準)

第 12 条 認定施設は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすフリースクール等とする。

- (1) 不登校児童生徒の社会的自立を目指して、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を実施していること。
- (2) 不登校児童生徒が安全に活動するために必要な施設及び人員を備えていること。
- (3) 不登校児童生徒が学籍を有する学校（第 5 号において「在籍学校」という。）の授業時間内に当該不登校児童生徒の受入れができること。
- (4) 通所により利用する施設であること。
- (5) 市及び在籍学校と不登校児童生徒に係る情報共有及び連携ができること。

(施設の認定申請)

第 13 条 フリースクール等を運営する者（以下「運営者」という。）は、当該フリースクール等について補助金の適用に係る施設の認定を受けようとするときは、様式第 8 号を市長に提出しなければならない。

(施設の認定)

第 14 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、当該申請に係るフリースクール等を認定したときは様式第 9 号により、認定しなかったときは様式第 10 号により通知するものとする。

(認定施設の内容変更、廃止及び休止)

第 15 条 前条の規定による市長の認定を受けた運営者（以下「認定施設運営者」という。）は、当該認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第 11 号を市長に提出しなければならない。

- 2 認定施設運営者は、当該認定施設を廃止し、又は休止するときは、速やかに様式第 12 号を市長に提出しなければならない。

(施設の認定取消し)

第 16 条 市長は、認定施設が偽りその他不正の手段により第 14 条の規定による市長の認定を受けたことが判明したときは、当該認定施設の認定を取り消すものとする。

- 2 市長は、認定施設が第 12 条各号に掲げる要件を満たさないことが判明したときは、当該認定施設の認定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、様式第13号により通知するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。